

【公害防止責任者の選任が必要な工場】 対象施設の詳細は提供書式の各法令の項目を参照
製造業（物品の加工業を含む）に属し、下記に掲げる施設を設置する工場

<大気関係>

- (1) 大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（13項廃棄物焼却炉を除く）
排出ガス量 5,000 N m³/h 以上の工場が対象。
- (2) 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第1
 - 1項～3項に掲げる施設 排出ガス量 5,000 N m³/h 以上の工場が対象。
 - 4項～9項に掲げる施設 全ての工場が対象。

<水質関係>

- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1
第2～24号、第26～28号、第30～42号、第44～59号、第61～66号
（第62号の施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く）
排出水量 500 m³/日以上の工場が対象
- (2) 群馬県の生活環境を保全する条例別表第7
 - 1項、2項の施設 全ての工場が対象
 - 3項、4項の施設 排出水量 500 m³/日以上の工場が対象

<騒音関係> 常時使用する従業員の数が21人以上の工場

- (1) 騒音規制法施行令別表第1に掲げる特定施設
- (2) 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第12に掲げる特定施設

<振動関係> 常時使用する従業員の数が21人以上の工場

- (1) 振動規制法施行令別表第1に掲げる特定施設
- (2) 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第13に掲げる特定施設

<粉じん関係> 常時使用する従業員の数が21人以上の工場

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第5に掲げる粉じん特定施設

- 1 公害防止管理者等の選任が必要な工場では、公害防止責任者を選任する必要はない。
- 2 代理者の選任は必要ない。
- 3 騒音関係については、騒音規制法第3条に基づく指定地域内の工場が対象となる。
- 4 振動関係については、振動規制法第3条に基づく指定地域内の工場が対象となる。